随意契約理由書

件			名	令和7年度 西神・山手線および北神線 電車重要部検査(列車無線装置等)
契	約の	相手	方	協和テクノロジィズ株式会社
根	拠	法	令	地方公営企業法 施行令 第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の理由

電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は、重要部検査は4年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。

本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。

これらの諸条件を満たす業者は、列車無線装置の更新工事を行った上記業者だけである。

担 当 部 署 (問合せ先)

交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係

(電話番号 078-791-6582)